

12月3日～9日は

障害者週間です

障害者手帳の種類

- 身体障害者手帳**…主に目・耳・手足・心臓などの身体障害（1級～6級）
- 療育手帳**…主に知的障害（A1・A2・B1・B2）
- 精神障害者保健福祉手帳**…主に精神障害（1級～3級）

それぞれ、障害の種類や程度、手帳所持の有無、手帳の等級によって受けられる福祉制度が異なります。



主な福祉サービスの概要

	名称	サービスの内容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	障がい者に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で障がい者等を介護する家族が病気などの時に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	障がい者に対し、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上に必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に対し、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に対し、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上に必要な訓練を行います。
地域生活支援事業	移動支援サービス	社会生活上（月10時間以内）、余暇活動（月20時間以内）、通所・通学（月46回）のための外出時に移動支援を行います。
	日中一時支援サービス	家族の就労・休息を支援するため障がい者等を一時的に預かり、その者に日中活動の場を提供し、訓練等や介護を行います。
障がい児通所支援	児童発達支援	療育が必要とされる児童に対して、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
	放課後等デイサービス	学校に就学している児童に対し、授業の終了後または休業日に施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進をはかるサービスを行います。
難病患者等居宅支援授業	ホームヘルプサービス事業※	居宅において日常生活を営むことができるよう、疾患の内容および程度に応じ、ホームヘルパーを派遣して身体の介護、家事等のサービスを行います。
	日常生活用具給付事業※	在宅の難病患者等が日常生活の便宜を図ることのできるよう、ネブライザーや特殊寝台等の用具の給付を行います。
	※世帯の所得に応じて用具の一部自己負担が生じる場合があります。 介護保険、老人福祉法および障害者自立支援法の施策の対象とならない方が対象となります。	



ともに支えあい
ともに喜び輝く
てだこの都市



「障害者週間」は、国民の間に広く障がい者への福祉について関心と理解を深めることと、障がい者の社会参加意欲を高めるために、障害者基本法で定められたものです。

今回は障害者週間に合わせて、障害者手帳をはじめ障害を持ったときに利用できる様々な福祉制度をご紹介します。

主な障害福祉制度（※詳細については各窓口へお問い合わせください。）

	名称	制度の内容	窓口
生活に関すること	障害福祉サービス	ヘルパーなどの各種サービスが受けられます。	福祉課
	補装具・日常生活用具の給付	車いすやシャワーチェアなど、生活に必要な装具や用具を給付します。（一部介護保険制度優先）	福祉課
	住宅改造費の助成	住宅の玄関やトイレの段差解消などの費用を助成します。（限度額50万円、自己負担あり）	福祉課
	リフト付きバスの利用	常に車いすで移動するためバスやタクシーの通院などが難しい方をリフト付き車両で送迎します。（登録が必要です。）	福祉課
医療に関すること	紙おむつの支給	障害の種類や程度によって月額5,000円～12,000円分の紙おむつを支給します。	福祉課
	重度障がい者への医療費助成	身体障がい者（1・2級）、知的障がい者（A1、A2）の方の保険適用の医療費を助成します。また、18歳未満のお子様のいる世帯で、父または母が重度障がい者の場合も該当します。	福祉課 児童家庭課
	自立支援医療（更生）	心臓の手術や人工透析などの医療費の一部を公費で負担します。（18歳以上）	福祉課
	自立支援医療（育成）	特定の治療に要する医療費の一部を公費で負担します。（18歳未満）	保健所 （平成25年4月1日より福祉課）
年金や手当に関すること	自立支援医療（精神通院）	精神科病院等に長期間通院が必要な方へ医療費を公費で負担します。	福祉課
	障害基礎年金	20歳前または国民年金加入中に初診日のある病気、けがで1級または2級の障害の状態になったときに支給されます。（支給要件はお問い合わせください。）	市民課国民年金係
	特別障害者手当	在宅で常に特別の介護を必要とする20歳以上の重度障害の方に月額26,260円の手当を支給します。	福祉課
	障害児福祉手当	20歳未満の重度障がい児に月額14,280円の手当を支給します。	福祉課
	特別児童扶養手当	20歳未満の障がい児の保護者に、月額50,400円（1級）または33,570円（2級）の手当を支給します。	児童家庭課
	在宅介護手当	6か月以上寝たきりの障がい者（20歳以上）を在宅で介護している方へ月額5,000円を支給します。	福祉課
税金や割引に関すること	見舞金	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方へ毎年12月に5,000円を支給します。	福祉課
	所得税・住民税の控除 市県民税の非課税	所得税や住民税の申告時に、障害者手帳の等級によって26万円～40万円の控除が受けられます。（控除額は変わることがあります。） また、所得が125万円以下の方は市県民税が非課税となります。	市民税課 税務署
	自動車税・自動車取得税の減免	障がい者本人または生計が一緒の方の自動車について、自動車税、自動車取得税が減免になります。（福祉課で生計同一証明書を発行します。）	福祉課 市民税課 自動車税事務所
	交通機関の割引	バス、タクシー、モノレール、航空券などの運賃が1割～5割引で利用できます。（各交通機関にお問い合わせください。）	各交通機関

※上記以外にも公共施設や観光施設などで割引ができる場合がありますので、各施設へお問い合わせください。

問い合わせ 福祉課 ☎876-1234（内線3561～3565）